第4章 調査票

上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査

【ご協力のお願い】

この調査は、市民の皆様の男女共同参画に関するご意見を幅広くお伺いし、令和3年度 この調査の対象者は、市内にお住まいの満18歳以上の方、2,000人を住民基本台 市民の皆様には、日頃から市政に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 上尾市では、男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな取り組みを行っています。 からの上尾市男女共同参画計画の基礎資料とさせていただくために実施するものです。 脹から無作為に選ばせていただきました。

回答は無記名です。調査の結果は、統計的な集計・分析だけに用いられますので、ご迷 愍をお掛けすることは一切ございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜のますよう お願い申し上げます。

令和元年9月

稳 \exists

- 調査には、封筒のあて名のご本人がお答えください。
- お答えは、あてはまる答えの番号をOで囲んでください。 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが、() 内にその内容をご記入ください。 \widehat{S}
- お答えは、設問ごとに(あてはまるものに0を1つつけてください)など指定されていますので、お間違えのないようお気を付けください。 $\widehat{\mathfrak{S}}$
- 設間によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、ご注意ください。 4
- すべての設問に対して回答がなくても、投函してください。 2
- ご記入いただいた調査票は、10月17日(木)までに同封の返信 用封筒(切手不要)に入れて投函してください。 9
- 先〕この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。 貓 뺑

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 TEL:048-778-5111 (直通) FAX:048-778-5112 上尾市市民生活部人権男女共同参画課

家庭生活について

問1 あなたの家庭では次のことについて、主にどなたが行っていますか。 $(\hat{1}$ ~ $\hat{8}$ の項目それぞれの1~5からあてはまるものにOを1つつけてください)

	まとして 男性	共同して分担	またした 女体	その他	製造しない	
家事(炊事・洗濯・掃除・買物)	-	2	ო	4	2	
子育て(子どもの世話・しつけ・教育)	-	2	m	4	2	
介護・看護(介護や看護の必要な家族の世話)	-	2	ო	4	2	
地域の行事への参加	-	2	ო	4	2	
自治会・PTA活動への参加	-	2	ო	4	2	
生活費の確保	-	2	ო	4	2	
家計の管理	-	2	m	4	5	
高額な商品や土地・家屋の購入の決定	-	2	ю	4	5	

(m)

4

 Θ (0) (D) 0 (C) 00

次のことについて、どのように担うほうがいいと思いますか。 $(① \sim @$ の項目それぞれの $1 \sim 4$ からあてはまるものにOを1つつけて〈ださい〉

問2

 Θ (N) (m) 4

	またして とと と	共同して 分担	またして 女性	その街
家事(炊事・洗濯・掃除・買物)	-	2	т	4
子育て(子どもの世話・レつけ・教育)	-	2	ю	4
介護・看護(介護や看護の必要な家族の世話)	-	2	е	4
地域の行事への参加	-	2	т	4
自治会・PTA活動への参加	1	2	е	4
生活費の確保	_	2	က	4
家計の管理	-	2	ю	4
高額な商品や土地・家屋の購入の決定	-	2	m	4

【配偶者・パートナーのいる方にお伺いします】 問3 あなたと配偶者・パートナーそれぞれに子育ての経験、介護の経験はありますか。(A、BIこつ いて①~②の項目それぞれの1~2からあてはまるものに〇を1つつけてください)

00

0 0

(D)

		A 子育て経験	て経験	B∭	B介護経験
		88	ない	88	ない
\bigcirc	あなた	_	2	_	2
0	配偶者・パートナー	-	2	_	2
	-SE	★ 問3-1にもお答えください		 問3-2にもお答えください	くだらい

知らない

内容は知らない間いたことはあるが

内容を知っている

m ო

N N α Ø α α $^{\circ}$

上尾市男女共同参画推進条例

上尾市男女共同参画計画

(0) \odot 4 (D) 0 0

 ω $^{\circ}$ $^{\circ}$

ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

上尾市男女共同参画情報紙「デュエット」

男女共同参画社会

 $^{\circ}$ m m m m m m

 α

 α

Ψ

 α

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント (マタニティ・ハラスメント等)

00 **(5)**

セクシャル・ハラスメント

配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス/DV)

N Ø N N

Ψ

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女共同参画社会基本法

(2)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (生涯を通じた女性の健康の保持増進) デート DV (交際相手からの暴力)

9 **=** (12)

問6 男女共同参画に関する以下の事柄について、内容を知っていますか。(①~⑩の項目それぞ

れの1~3からあてはまるものに〇を1つつけてください)

【問3のA子育て経験で、「1 ある」と回答した方にお伺いします】

問3-1 あなたと配偶者・パートナーの子育てのかかわりは十分だ(だった)と思いますか。(①~②の項目それぞれの1~5からあてはまるものに〇を1つつけてください)

		+分である	ある程度は 十分である	あまり 十分でない	十分でない わからない	わからない
Θ	あなた	1	2	ო	4	2
0	配偶者・パートナー	-	2	m	4	2

【問3のB介護経験で、「1 ある」と回答した方にお伺いします】

あなたと配偶者・パートナーの介護へのかかわりは十分だ(だった)と思いますか。(①~②の項目それぞれの1~5からあてはまるものに〇を1つつけてください) 問3-2

	1 C22 C 1 C25 C 1 C25 C 1	(N) (N)	90000	111111			
		+分である	ある程度は 十分である	あまり 十分でない	十分でない	わからない	
Θ	あなた	-	2	т	4	5	
(0)	配偶者・パートナー	-	2	ო	4	2	_

男女平等に関する意識について

問4 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、あなたは、どう思いますか。 (あてはまるものに〇を1つつけてください)

わからない	4
同感しない	е
どちらともいえない	2
回殿する	1

次の分野で男性と女性の地位が平等になっていると思いますか。(①~⑧の項目それぞれの1 ~6からあてはまるものに〇を1つつけてください) 問5

m

m

DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律)

(4)

育児・介護体業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

(12)

男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する法律)

9

女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関す る法律) 政治分野における男女共同参画の推進に関す る法律

(1)

 ω

 α

 $^{\circ}$

 α

m

 $^{\circ}$ α α

			1	Ш	1	#	t
		2性優遇	R性優遇 こいえば こちらか	十掛	X性優遇 こいえば こちらか	X性優週	かからない
家庭の中で		1	2	3	4	5	9
職場の中で		1	2	В	4	5	6
学校教育の場で		_	2	8	4	5	9
政治の場で		1	2	3	4	5	9
自治会や PTA 等の地域活動の場で		1	2	3	4	2	9
社会通念や風潮(慣習・しきたり)で		-	2	ო	4	2	9
法律や制度で		1	2	3	4	5	9
社会全体で		-	2	m	4	5	9
	1						

m

女子差別撤廃条約

8 (19)

 ω

問フ あなたは、次のようなことが配偶者・パートナーの間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。(①~⑮の項目それぞれの1~3からあてはまるものに〇を1つつけてください)

※「配偶者・パートナー」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含みます。

あなたは、これまでに、配偶者・パートナーに対して次のようなことをしたことがありますか (①・④の項目それぞれの1~3からあてはまるものに〇を1つつけてください)※「配偶者・パートナー」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含みます。 38

あった何度も ო ო ო ო - 、2度 α α $^{\circ}$ α あった くないまった 心理的攻撃(例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール、SNSなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたの配偶者・バートナーもしくはその 身体的暴行(例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き 性的強要(例えば、いやがっているのに、性的な行為を強要する、見た 経済的圧迫 (例えば、生活費を渡さない、貯金を勝手に使う、外で働く 家族に危害を加えるのではないかと恐怖を感じさせるような脅迫) くないのに性的な映像等を見せる、避妊に協力しないなど) 飛ばしたりするなどの身体に対する暴行) ことを妨害するなど) Θ (m) 4

(N)

【問8で、「1、2度あった」「何度もあった」と回答した方にお伺いします】 問8-1 あなたがそのような行為をするに至ったきっかけは何ですか。(あてはまるものすべてにO をつけてください)

_	相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした	
Ø	いらいらがつのり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した	
ო	相手がそうされても仕方がないようなことをした	
4	相手が自分に危害を加えてきたので、身を守ろうと思った	
Ŋ	親しい関係ではこうしたことは当然である	
9	そのも(
7	覚えていない	
ω	特に理由はない	

問9 あなたは、これまでに、あなたの配偶者・パートナーから次のようなことをされたことがありますか。(①~④の項目それぞれの1~3からあてはまるものに〇を1つつけてください)

あった何度も ო ო ო ო ※「配偶者・パートナー」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含みます あったー、2度 0 \sim 2 0 くないまった 女 電話・メール、SNS などを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加え **身体的暴行(例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)** 交友関係や行き先、 性的強要(例えば、いやがっているのに、性的な行為を強要される、 たくないのに性的な映像等を見せられる、避妊に協力しないなど) 経済的圧迫(例えば、生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、 心理的攻撃(例えば、人格を否定するような暴言、 られるのではないか

と恐怖を

懸いるような

輸出) で働くことを妨害されるなど) Θ (V) 4 (m)

「問9で、「1、2度あった」「何度もあった」と回答した方にお伺いします】 問 10 あなたは、相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。 (あてはまるものに〇を1つつけてください)

問10~

相談しようとは思わなかった ო →問 10-2^ 2 相談できなかった → 問 10-1 相談した

【問 10 で、「1 相談した」と回答した方にお伺いします】 問 10-1 あなたが、相談した人(場所)を教えてください。(あてはまるものすべてに〇をつけてください)

~	家族・親せき	7	男女共同参画センター・女性センター	
N	友人・知人	∞	弁護士	
ო	数	0	医師・カウンセラー	
4	人権擁護委員	10	民間の相談機関	
2	役所の相談窓口・電話相談など	1	その他()	
9	配偶者暴力相談支援センター・婦人相談センタ	4		

【問 10 で、「2 相談できなかった」または「3 相談しようとは思わなかった」と回答した方にお伺いします】 問 10-2 あなたが、誰(どこ)にも相談できなかったのはなぜですか。(あてはまるものすべてに〇を

しけてください)

誰(どこ)に相談してよいのかわからなかった

恥ずかしくて誰にも言えなかった

 相談しても無駄がと思った

m 4

相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力をうけると思った

相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすると思った

自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った

他人を巻き込みたくない

 ∞ 0

思い出したくない

自分に悪いところがあると思った

相談するほどのことではないと思った

その街 7 **栢談窓口を13ページで紹介しています。 ぜひご覧ください。**

【間 11 は、あなたの文際相手からの暴力の被害経験についてうかがいます。】 問 11 あなたには、これまでに交際相手がいましたか。結婚している方、したことのある方(事実婚 を含む)は、配偶者・パートナーとなった相手以外についてお答えください。(あてはまるものに

交際相手はいなかった (いない)

N

Oを1つつけてください)

1 交際相手がいた(いる)

【間 11 で、「1 交際相手がいた(いる)」と回答した方にお伺いします】 問 12 あなたはこれまでに、、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。①~④のそれ ぞれについて、「A交際相手からの被害」のあてはまる番号に○をつけてください。 また、交

際相手と同居した経験(いわゆる同棲経験)がある方は、「B同居期間中の被害」についてもお 答えください。(①~④の項目それぞれの1~4からあてはまるものにOをつけてください) A 交際相手からの被害 | B 同居期間中の被害

<u> </u>	510 820 に 540 820 に 547 か 548 o 548 か 548 548 o 548	4	4	4	4
	あったの歳代に	ო	М	ო	ო
	16.1.15	2	0	2	N
<u>2'</u> D	ないまったく	-	~	-	-
	交際相手	と同居	した経験がある	1 ж	
<u> </u>	にあったの 歳代以上	4	4	4	4
באורטיט א ביוואוא ר	810 820 83 840 840 840 840 77 77 77 74	ო	m	т	ო
מום	あった り 歳代に	2	α	7	Ν
τ̈́	ない まったく	-	-	-	-
		身体的暴行(例えば、なぐったの、けったり、物を投げ つけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)	心理的攻撃(例えば、人格を否定するような暴言、交友 関係や行き先、電話・メール、SNS などを細かく監視し たり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるい は、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるの ではないかと恐怖を感じるような脅迫)	性的強要 (例えば、いやがっているのに性的な行為を強要される、見たくないのに性的な映像等を見せられる、避妊に協力しないなど)	経済的圧迫 (例えば、いつもおごらされる、お金を貸しても返してもらえない)

0

(V)

4

 \mathfrak{m}

【問 12 で、AまたはBで「1」~「3」に1つでも回答した方にお伺いします】 問 13 あなたは、相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか

(あてはまるものにOを1つつけてください)

→問 13-2^ ------ □ 13-1 \

相談しようとは思わなかった

ო

2 相談できなかった

右談した

【問 13 で、「1 相談した」と回答した方にお伺いします】 問 13-1 あなたが、相談した人(場所)を教えてください。(あてはまるものすべてに〇をつけてください)

配偶者暴力相談支援センター・婦人相談センター

男女共同参画センター・女性センター 医師・カウンセラー 弁護士 10 ω O 学校の教員・養護教員・スクールカウンセラー 友人・知人 顺鄉

家族・親せき

0 0

2

民間の相談機関 その色(7 12 役所の相談窓口・電話相談など 人権擁護委員

【問 13 で、「2 相談できなかった」または「3 相談しようとは思わなかった」と回答した方にお伺いします】 問 13-2 あなたが、誰(どこ)にも相談できなかったのはなぜですか。(あてはまるものすべてにOを

誰(どこ)に相談してよいのかわからなかった つけてください)

恥ずかしくて誰にも言えなかった

自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすると思った

世間体が悪い

他人を巻き込みたくない യ **ത**

思い出したくない

相談するほどのことではないと思った 自分に悪いところがあると思った

その街

年にしいて

14 あなたは「LGBT」という言葉について、内容を知っていますか。(あてはまるものにOを1つつ けてください)

知らない ო 聞いたことはあるが内容は知らない 知っている

問 15 ご自身の性別について悩んだことはありますか。(あてはまるものにOを1つつけてください) ない 1 ある

【間 15 で、「1 ある」と回答した方にお伺いします】 問 15-1 あなたは性別についての悩みを誰(どこ)に相談しましたか。 (あてはまるものすべてにO をつけてください)

相談しなかった _ 医師・カウンセラー 公的機関 その街 4 Ω 9 家族・親せき 友人・知人 学校の先生

 ∞

問 16 性に関する正しい情報を得るために、必要なことは何だと思いますか。(あてはまるものすべ てに〇をつけてください)

情報・資料の提供	その街(
ო	4
広報・啓発の推進	2 学校等での教育
~	7

問 17 性に関する教育は、どの時期から始めるべきだと思いますか。(あてはまるものにOを1つつ

$\overline{}$
その他(
4
中学生から
2

就業について

問 18 子育てや家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、<u>男性</u>が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか。(①~②の項目それぞれの1~5からあてはまるものに〇を1つつけてください)

		積極的に取得 したほうが よい	どちらかとい どちらかとい えば取得した えば取得しな ほうがよい いほうがよい	どちらかとい えば取得しな いほうがよい	取得しない ほうがよい	わからない
	育児休業	1	2	е	4	5
6	介護休業	,	0	ď	4	ĸ

【問 18 で、「3 どちらかといえば取得しないほうがよい」または「4 取得しないほうがよい」と回答した方にお伺いします】 問 18-1 取得しないほうがよいと思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに〇をつけてください)

	$\overline{}$
評価・昇進・配属等で不利	その街(
ო	4
1 収入が減る	2 職場に取りにくい雰囲気がある

問19 女性の働き方について、現実にはどうでしょうか。ご自身の状況、ご家庭の状況からお答え

~	ください。(あてはまるものに〇を1つつけてください)	
~	結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける	
0	子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける	
ო	子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける	
4	学校卒業時は仕事を持たず、結婚後または、子育て終了後から仕事を持つ	
2	子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら家事や子育てに専念する	
9	結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事に専念する	
_	仕事は持っていない	
00	その街(
0	わからない	

問 20 女件の働き方について、理想はだらあるべきと思いますか。(あてはまるものに)を1つつけて{ださい)

3	月	115011
~	結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける	
2	子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける	
m	子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける	
4	学校卒業時は仕事を持たず、結婚後または、子育て終了後から仕事を持つ	
Ω	子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら家事や子育てに専念する	
9	結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事に専念する	
_	仕事は持たない	
00	そのも($\overline{}$
0.	むからない	

問21 女性が働き続けたり、再就職したりするために特に必要だと思うものは何ですか。(あてはま るものに〇を3つまでつけてください)

7	十九 で手をよび サイン・シューゼ サーサントラ
_	大みつ多味が多事で自治な力し、 暦乙9の10
0	保育施設が充実したり保育時間が延長されたりすること
M	企業内保育施設が充実したり保育時間が延長されたりすること
4	家事や育児に親の協力を得ること
5	育児や介護のための休業制度が充実すること
9	勤務時間を短くしたり残業を少なくしたりするなど、労働条件が改善されること
7	上司や同僚に理解があり、出産後も働き続けられる雰囲気があること
00	再就職のための研修や相談の機会が提供されること
0	中高年女性の採用の枠(年齢・職域)が拡げられること
10	介護施設などが整備されたり、ホームヘルパー、介護サービスなどが充実したりする。
7	そのも(
12	12 特にない

【女性の方にお伺いします】 問 22 キャリアアップし、組織の意志決定に加わる立場(管理職への昇任等)になりたいと思いま すか。(あてはまるものに〇を1つつけてください)

5 わからない	
3 そう思わない	4 そう思うができない
すでにそうなっている	そう思う
~	N

→ 問 23 ヘ

【間 22 で、「3 そう思わない」または「4 そう思うができない」と回答した方にお伺いします】 間 23 そのように思う理由は何ですか。(あてはまるものに〇を1つつけて〈ださい)

- 0	職場にそのような環境がない 家庭環境が整っていない	Ω	社会通応上、そのような立場は男性の役割だと思っている
$^{\circ}$	周囲が望んでいない	9	その他(
4	そのような立場になりたいと思わない		

防災にしいて

問 24 防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。(あてはまるものにOを3つまでつけてください)

~	避難所に男女別のトイレや更衣室、授乳室を設置すること	
Ø	被災者に対する相談窓口を設置すること	
m	避難所等における暴力を予防するため、巡回警備等を実施すること	
4	乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦、授乳中の方などのニーズを的確に把握すること	
Ŋ	避難所運営の責任者に男女がともに配置され、被災者対応に男女両方の視点が入ること	
9	防災計画・復興計画などを策定するにあたり、防災会議に男女がともに参画すること	
7	数援医療体制(診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置)を構築すること	
∞	ト 0年(

その街(**ထ** တ

特にない

10

女性の活躍推進について

問 25 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思いますか。(あてはまるものすべてにOをつけてください)

多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される 人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる 0 m 4 m o r

女性の声が反映されやすくなる

男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる 国際社会から好印象を得ることができる

男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる

労働時間の短縮など働き方の見直しが進む 男性の家事・育児などへの参加が増える

今より仕事以外のことが優先され、業務に支障を来すことが多くなる

男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなる

保育・介護などの公的サービスの必要性が増大し、家計負担及び公的負担が増大する

わからない 特にない 4

その街(

問 26 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるもの

は何だと思いますか。(あてはまるものすべてにOをつけてください) 現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと

女性自身がリーダーになることを希望しないこと 0 0 4

上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと

企業などにおいては、管理職になると転動が増えること 長時間労働の改善が十分ではないこと

保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと

90 2

保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと

その他(

特にない

わからない

市の男女共同参画の推進に関する施策について

問 27 今後、男女がともに社会のあらゆる分野にバランスよく積極的に参加していくために、上尾市としてどのようなことに力を入れていくべきと思いますか。(あてはまるものにOを3つまでつ

男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めるよう啓発すること 男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力するように啓発すること

子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えること 0 m

男女共同参画の視点にたった教育・学習対策をおこなうこと 男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実をはかること 400

行政や企業などの重要な役職など女性の少ない分野に、一定の割合で女性を登用するよう働きかけること 就労の場の待遇に性別による差別がないように働きかけること

男性も女性も経済力保持、知識・技術の習得など、積極的に力の向上を図ること

生涯を通して男性及び女性の健康づくり支援対策をおこなうこと **ω** σ

高齢者・障害者が安心して暮らせるようなサービスの充実をはかること 法律や制度上の見直しを行い、性別による差別につながるものを改めること

その街(

わからない

最後に、あなたご自身について、お伺いします。

(それぞれにあてはまるものに○を1つつけてください)

型	別	7	男性 2	女性	3 その他	
#	細	- 0 m z	18・19縣 20~24縣 6 25~29縣 7	35~39縣 40~44縣 45~40縣 45~40縣 45~40縣 50~54	10 60~69	
#	洲	- N W 4	会社員・回体職員 自由業、自営業、家業 パート、アルバイト 公務員、教員	10 0 V 80		^
₽	艳	− 0 0	単身世帯 (1 人住まい) 1 世代世帯 (夫婦のみ) 2 世代世帯 (親+子ども)	4 ω	3世代世帯 (親+子ども+孫) その他 (^
超	放		結婚している (※事実婚を含む) 2 結婚していたが、 → 3 結婚していない あなたの配偶者・パートナーの職業はどれにあてはまりますか。 (あてはまるものにOを1つ2)Tでください) 5 専業主婦、専業主	で 3 : 3 : 3 : 3 : 3 : 3 : 3 : 3 : 3 : 3 :	結婚していたが、離別・死別した 結婚していない あてはまりますか。 専業主婦、専業主夫 ****	だ
		1 ω 4	パート、アルバイ 公務員、教員	8 7	# iiii	
# #2	お子さん	- <u>O</u> - O w	しいる	2 3 % (\$748 3 3 % 2hlc\$718\$ 0726) 5	2 いない (あてはまるものにつを1つつけてください) 3人 4 4人 5 5人以上 5てはまりますか。(あてはまるものにひを1つ 4 中学生(その年齢にあたる方を含む) 5 高校生(その年齢にあたる方を含む) 6 19歳以上の子ども	たさい) 5人以上 50を1つ 5を含む) 5を含む)
会別	で 悪 の は な 数 数 数	_	いる ▼ あなたは、介護が必要なご家族と同居していますか。 1 同居している 2 同居	2 U に同居していま 2	いない ますか。 ・ 同居していない	

◇あなたが、男女共同参画に関して日ごろ感じていることや、上尾市の男女共同参画施策 について 望むことなどがありましたら、ご自由にお書きください。

この調査票を封筒に入れ、無配名のまま10月17日(木)までにポストに投函してください。 調査にご協力いただきありがとうございました。

結婚したことのある女性のうち、およそ10人に1人が配偶者などから「身体的攻撃」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」といった暴力をくり返し受けたドメスティック・バイオレンス(DV)の経験があると回答した調査報告があります。 もしも暴力を受け、悩みを抱えている時は、ひとりで悩まず相談してください。 下に記載しているのは、市役所や込的機関が行う相談窓口です。 相談窓口~ひとりで悩まず、相談を~

切り取って手元間いておいてください。	相言数本	上尾市男女共同参画推進センター (女性のためのDV電話相談)	上尾市男女共同参画推進センター (女性のための相談)	上尾警察署(警察安全	埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま	埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま (男性のための男性臨床心理工による電話相談)	婦人相談センター (Dソ 相談担当)
のの取って手元に置いておいてくだない。	相談機関	誕センター 3話相談)	注センター	(警察安全相談担当)	進センター	はセンター(沙理士による電話相談)	V 相談担当)
	電話番号	048-778-		048-773- 0110	048-600- 3800	048-601- 2175	048-863-
٥	相談時間など	毎週(月)(木) 10 時~12 時・13 時~16 時 予約不要	毎週(水) 10 時~12 時・13 時~16 時 (1 回の相談は50 分) 予約制	24 時間対応 *緊急の場合は 110 番	(月)~(土) (第3木曜日を除く) 10時~20時30分	毎月第3日曜日 11 時~15 時	(月)~(土)9時30分~20時30分

※上尾市男女共同参画推進センターでは配偶者暴力相談支援センター業務を行っています。 | | |※特に記載のないものは祝日・年末年始が休みです。

性暴力被害についての相談窓口はこちらです。

哲学和画たプ	THEWARIENAL	10/0/10年の10/1/11	新 / I ~ 「C OO 新 O/再)~ . /日/	24 時間相談可		
印料料即		048-839-	8341	0120-279-	338	
	100以130円	アイリスホットレイン	(性暴力等犯罪被害専用相談電話)	1641年…「一人、八一二」 ガノセニン	しょうていい アフィン (ノンータイ いい)	